

それでも 希望は 労働運動

ハ・ジョンガン著

ハ・ジョンガンの『それでも希望は労働運動』は
労働問題を自らの問題ではないと考えている
労働問題に対する理解が特別に深くない
そんな普通の人たちを対象にした本です。

労働者でありながら自分は労働者ではないと思っている人たち
家族の中に労働者がいるのに
労働問題は自分とは別の、関係のない問題だと思っている人たち
労働問題は民主労総・韓国労総だけの問題だと思っている人たち
労働運動は労働者にとってだけ有益で
社会には有益ではないと考えている人たち
そうではあっても
自分は客観的で合理的な思考をしようとする人たち……
そのような人たちが偶然にこの本を読んで
『あー、このように考えることもできるな』と
理解できるようにしようという思いで構成しました。

第2章 ストライキに対する偏見とイデオロギー

操縦士のストライキ、あなたは支持しますか

全教組の10万組合員の中で、果たして何パーセント程が、あのアジアナ操縦士労組のストライキを本当に支持していますか？ ストライキに対して、社会の構成員たちは、支持することもあり、反対することもあります。そして、あのアジアナ操縦士労組のストライキのように、国民が一斉に「年俵1億ウォンの貴族労働者のストライキだ」と非難を浴びせるのは、果たしてまともな状態なのでしょうか？

民主労総の組合員だからといって、操縦士労組のストライキを本当に支持していますか？ 「私が1ヶ月間、骨身を削って働いて稼ぐ金がやっと100万ウォン程だ。年俵1億ウォンを取る操縦士どもがストライキをする!？」このように怒る労働者たちを説得する自信があるか、一度訊いてみよう。他の人にはできなくても、少なくとも教師たちは支持しなければならない。

この短い誌面では、操縦士たちのストライキがなぜ正当なのかを十分に説明できない。

少し別の話をしてみよう。操縦士たちの要求事項の中に、非正規職労働者たちに対する差別の撤廃を要求する内容はほとんどない。実際、今回のストライキによって、最も大きな損害をこうむる人たちは、アジアナ国内線の非正規職の乗務員たちである。アジアナ航空の国内線には、歳のいった古参の乗務員たちと、未だ青い、若い新参の職員がいるだけで、中間層を見ることはできない。歳のいった乗務員たちは、退職の後に再就職した『契約職』で、若い人たちは『インターン』社員である。耳障りの良い『インターン』社員とは、1年間は身動きできずに少ない賃金で我慢しなければならず、1年過ぎたからといって、正規職に転換されることが100%保障されていないなど、差別的な処遇を受けなければならない労働者たちだ。これらは今回のストライキの期間中、仕事はほとんどできない。

会社は、操縦士たちのストライキが他の職種の社員たちとの揉め事を増幅させたと、慇懃にも煽り立てながら、国内線の非正規職の乗務員たちの損害をマスコミに積極的に広報することができない。それは、非正規職の社員たちに対する差別的な処遇が公論化されることを怖れるからである。

乗務員、整備士、一般職などで構成されたアジアナ航空労働組合は、操縦士労組がスト

ライキをしている時に、会社と賃金交渉を行っていた。労組は、非正規職社員の処遇に関する問題を賃金交渉要求に含ませたが、会社が「なぜ、非正規職の問題にまで関与するのか？ 要求が間違っている」と意地を張ったために、結局、非正規職に関しては、ただの一つも合意できなかった。

非組合員である非正規職の処遇に関する事項を、一緒に要求する正規職の組合員たちが間違っているのか？ そうでなければ、その要求に対して「要求が間違っている。その要求事項を撤回するまでは、他の要求についても一体として合意できない」という会社が間違っているのか？

操縦士たちの要求事項に、非正規職の労働者たちに対する差別を撤廃する内容や、労使が一緒になって非正規職の基金を準備するように要求する、などの内容が含まれていないことについて、ある活動家は「怒っている」と言った。

全教組の組合員たちは、学校内の非正規職労働者たちに対してどのように考えているのか？

そこが知りたいものだ。

まさに死を覚悟です『操縦士のストライキ』宣言

ちょっとオーバーに言えば、国民の99.9%が非難している操縦士のストライキを、堂々と支持するということは、勇気が要ることだと考えながら、「まさに死を覚悟です『操縦士のストライキ』宣言」という題を付けたのだが、終わってみると、そんなに「非常」といった話も特にできず、『宣言』という題を付けるには、恥ずかしいようなインタビューになってしまった。民主労総の労働放送局のウ・ムンスク局長と行ったインタビューです。

アジアナ航空の操縦士労働組合のストライキが長期化する見通しです。労使が主な争点について、意見の接近を見ることはできません。一方では、アジアナ航空の操縦士のストライキを巡って、貴族労組のストライキだと言って、世論の流れは冷たいです。これについて、ハ・ジョンガン・ハヌル労働問題研究所の所長が「まさに死を覚悟です『操縦士のストライキ』宣言」をされると言われました。では電話を繋いで、それについての話を聞きます。

ウ・ムンスク：操縦士労組のストライキについては、お尋ねしたいことが一つや二つではありません。先ず頭に浮かんだことからお尋ねします。「高額の年俸を取る労働者のストライキだ」という非難については、どのようにお考えですか？

ハ・ジョンガン：それは、このように考えれば良いでしょう。例えば、1億2千万ウォンの年俸を受け取るべき労働者が、1億ウォンしか受け取っていないとすれば、その賃金引き上げ要求は正当なものだと言うことができます。だから、「私は幾らしか貰っていないのに、そんなに多く貰っている操縦士がストライキをするのか」と非難する人たちは、アジアナ航空の操縦士が、他の国の航空会社や操縦士たちと比較して、正当な賃金を貰っているのかを判断する能力がなければ、むやみに非難してはいけません。ストライキの最初の日にアジアナ航空の操縦士と会いましたが、自分たちの要求を一言で言えば、「大韓航空のレベルにしてくれ」ということだと言いました。

ウ・ムンスク：マスコミの報道にも多くの問題がありますか？

ハ・ジョンガン：操縦士のストライキに対する、今までのマスコミ報道の公正性に点数を付ければ、一言で言って「0点」だと言って良いでしょう。例を挙げれば切りがない程たくさんあります。

操縦士たちが1億ウォンの年俸を受け取るために、どのような形態で勤務しているのか、マスコミの報道から理解した人はほとんどいません。生態のリズムを完全に破壊する4泊5日、5泊6日、酷い時は7泊8日の勤務形態がどんなものか、マスコミの報道から理解するのは難しいでしょう。

特に、イ・モッキ議員が「客室乗務員すら組合員から除外している操縦士労組の形態などは、集団利己主義の発露と見るしかない」と非難し、マスコミはその言葉をそのまま垂れ流しました。「無知こそ勇敢だ(無知な者は、向こう見ずなことを平気でする)」という言葉は、まさに、こんな時に使う言葉です。ご存じのように、客室乗務員と整備士たちは、既に『アジアナ航空労働組合』という別の労組に加入しており、「操縦士労組のストライキ闘争を積極的に支持する」という立場を明確にしています。そのアジアナ航空労働組合の委員長は、実は客室乗務員の出身です。その支持声明書の内容の中の一部を紹介します。

「会社の悪賢い妨害工作と不当労働行為などにも屈することなく、争議行為賛否投票の結果、98%の参加率と84%の賛成率を引き出した操縦士の組合員同志の熱い労働解放の意志に、我々は熱烈な闘いの拍手を送ります。……現在、会社がアジアナ航空労働組合と操縦士労働組合を、手段と方法を選ばず、悪賢い方法で仲違いさせようとしていることを、我々が知らないはずは絶対にありません。会社が分裂と紛糾を助長すれば、我々の強固な連帯闘争の意志はますます燃え上がり、我々は決して引くことなく、堂々と抵抗して闘うでしょう」。

ウ・ムンスク：特に『ホテルにゴルフクラブを備えてくれ』という要求のせいで、世論の袋叩きに遭ったのじゃないですか？

ハ・ジョンガン：それについても、操縦士の話を聴いてみると、既にホテルにはゴルフクラブが備えてあります。それは規定によるものではないので、ある時はあったのに、ある時はなくなったり、あるホテルにはあったのに、今度はあるホテルにはなく

て……、そんなことがあったので、既に実施していることを、規定として決めようじゃないかということでした。そうだったのですが、国民の情緒がとても受け容れそうにないので、撤回せざるを得なかったのです。

そして「移動時間まで飛行時間に含ませるべきだ」という操縦士たちの要求について、会社は「我が国の航空法やアメリカの航空法のどこにもそのような規定はない」と説明し、マスコミはそれをそのまま垂れ流して報道しました。しかし、大韓航空や外国の航空会社は、既に移動時間まで飛行時間に含ませているのです。

これが何を意味するかというと、簡単に言えば、我々にも、どんな規定にもないけれど、みんなが認めていることはたくさんあります。例えば、普通『昼食時間』と言うときには、実際にご飯を食べる時間だけでなく、食堂まで行って帰る時間までのすべてを含むという意味です。そして『実際に食事をする時間だけでなく、食堂に行くときに掛かる時間までのすべてを昼食時間という』という規定はどこにもありません。そのような規定はないのに、みんなが認めているじゃないですか。「どんな規定にもない」という会社の主張をキチンと調べると、こんなものです。

ウ・ムンスク：操縦士たちにも週5日勤務制を実施してくれという要求については、どのようにお考えですか？

八・ジョンガン：操縦士労組は、初めは一カ月の休日10日を要求しましたが、後に8日に減らしました。これに対して会社は、「一カ月に15日から16日も休む操縦士もいる」と言いました。一ヶ月に15日も休むというと、ちょっと聞くと、本当に多く休んでいるように聞こえるでしょう？ しかし、一ヶ月に15日休む最も代表的な職種は、ビルやマンションの警備労働者です。この労働者たちは24時間交替で働くために、一ヶ月に15日休みます。だからと言って、週5日勤務制を実施していると言いますか？ そうではないでしょう。

会社は「操縦士たちの休日は月平均9.6日だから、十分だ」と言います。『月平均』という概念は、一種の変形労働制です。搭乗機内では休むことができずに連続して働き、シーズンオフには永く休んで、平均9.6日ということなので、そのようにしていても、搭乗機の安全運行を保障することはできません

交代勤務者たちは生態のリズムを崩し、平均睡眠時間が短くなるだけでなく、社会的な経験が足りなくなると、日常生活での言語能力も落ちていく、という研究結果は

たくさんあります。代表的には『ドイツ睡眠医学協会』の研究結果を例に挙げれば充分でしょう。もちろんこのような状況は、製造業界の交代勤務者たちにも同じことです。これは運動や薬で解決されるような問題ではありません。十分な休憩によって、不規則な交代勤務による悪影響を除く以外にはありません。

ウ・ムンスク：航空会社の場合、2001年の争議調整法(=労組法)の改正当時、労使政委員会で、必須公益事業に含ませるかどうか論議されました。今回再び、航空会社も兵員のように必須公益事業に指定して、職権仲裁に回付するようにするべきだという話が出ています。

ハ・ジョンガン：私はそのような発言をした人たちが、実際には、職権仲裁制度を航空産業に拡大適用しなければならないと考えてはいないのではないかと思います。そのような発言によって、操縦士労組に圧力をかけようという意図があるようです。職権仲裁に該当する業種は、最近の何年間かで、引き続いて縮小されています。

以前は、銀行、市内バスなどもすべて含まれていましたが、次々と除かれていきました。そして、今になって拡大しようというのは、時代錯誤的な発想です。

職権仲裁という話が出ているので、一言言わない訳にはいきませんが、私が実際に労働委員会の調停委員として参加してみると、必須公益事業の場合、労使間の交渉が一所懸命に行われていたのに、労働委員会に調停申請が提起されると、その途端に会社側は交渉に誠意を見せません。職権仲裁に回付され、仲裁調停案がそのまま団体協約になりますが、会社は、必ず交渉に出て、団体協約に合意するという損害をこうむる心配がない、ということでしょう。代表的なケースが、今行われている病院労組のストライキです。職権仲裁に頼って、使用者側が努力をしない状況で、交渉が上手く行くはずがありません。

ウ・ムンスク：実際、参与政府(訳註：盧武鉉政府)になって以後、職権仲裁制度は死文になっただけではないですか？

ハ・ジョンガン：職権仲裁制度は、この間に二回も違憲審判が提起された条項で、何時かはなくすべき制度だということは、労・使・政の共通した認識です。だから昨年起こった病院の労使間の争議については、中央労働委員会が職権仲裁への回付を決めないように、『条件付き職権仲裁回付』という妙案を絞り出したのです。

ウ・ムスク：では、再び操縦士労組のストライキに話を戻しましょう。操縦士労組のストライキで最も重要だと思われるのは、どのようなことだと思われますか？

八・ジョンガン：結局は、このストライキが、我々の社会にどのような影響を与えるのかという問題です。操縦士たちの労働条件が向上し、賃金が引き上げられることが、社会に有益な影響を与えるのであれば、そのストライキを支持しなければならず、その闘いが、社会の発展と経済に悪い影響を与えるとすれば、止めなければなりません。

結論から言えば、どのような状況でも、労働者の賃金が引き上げられることは、我が社会が進歩する方向だということです。高賃金労働者の賃金が引き上げられれば、低賃金労働者との格差は、当然に、更に開くこととなります。問題はそうなった場合に、高賃金労働者の賃金を凍結したり、甚だしくは下げるというやり方で、低賃金労働者との格差を撤廃することが、果たして我が国の経済に有益なやり方なのかということです。企業からは、人件費の負担を少なくできる良いやり方でしょうが、我が国の経済にはとっては、可成り良くないやり方です。低賃金労働者の賃金を引き上げるやり方で、その差別を撤廃しなければなりません。従って、高賃金労働者の賃金が引き上げられれば、労働者全体の賃金を引き上げる効果が生まれます。企業が本当に怖がるのは、実はこういうやり方です。

我が国の人たちは、「労働者が賃金の引き上げを要求すれば、企業は人件費の負担が増え、そうなれば競争力が低下し、結局、国の経済全体に良くない」という図式に捕えられていますが、その間違った認識から早く抜け出さなければなりません。労働者の賃金が引き上げられることは、実際には、企業の人件費負担が増えるということではなく、その社会の経済全般に与える悪影響というのはほとんどありません。このような問題は、経済学の ABC から再度説明しなければならないので、ここで更に詳しく説明することは困難です。我が国の総生産の中で、勤労所得の比率が徐々に下がっていますが、このままで進めば、回復できない経済危機を経験することになります。

現段階の我が国の経済状況では、企業は最大限に適正な賃金を支払いながら、経営をすべき責任があります。今までのように、別の付加価値を生産する能力がなく、人件費を節約することによって競争せざるを得ない企業、すなわち労働者が賃金引き上げを要求すると「中国に行くぞ」と脅かすような企業は、我が社会にとって有益な企業ではありません。労働者に適正な賃金を支払えない経営者は、無能な経営者だという

認識が必要です。

ウ・ムンスク：操縦士のストライキによって、市民が不便を感じることは避けられませんが、そのような問題はどのように考えるべきなのでしょうか？

ハ・ジョンガン：そのことも、労働組合に対する無理解なせいで出てくる現象です。操縦士のストライキが市民にとって不便をもたらすと非難する人たちに、私は尋ねたいことがあります。では、あなたたちは環境美化員のストライキは理解できますか？という事です。環境美化員がストライキをして、自分の家の前にゴミが一杯に積まれています、「環境美化員労働者の権利も尊重すべきだ」と考えて、理解してくれますか？ということです。

問題は、ストライキによって生じる不便に対する不満を、労働者に言うのか、でなければ企業に言うのか、ということです。ストライキを報道するニュースのほとんど80%以上を、市民たちの不便や経済的な損失がどの程度なのかを説明することに割いている、制度圏のマスコミにも責任があります。先進国である程、市民の労働者のストライキに伴う不満を、労働者にではなく、企業と政府に向かって提起する方向です。我が国もこのようなストライキを経験しながら、非常に遅まきながら、そのような労使関係先進国に向かう過程にあるのだろうと見ることができます。

ウ・ムンスク：操縦士のストライキが集団利己主義だという指摘に対しては、どのように説明できますか？

ハ・ジョンガン：労働組合の活動は元々利己主義なのです。憲法の労働三権の条項や労働関係法のどの規定にも、労働者が労働三権を公益の目的で使わなければならないという条項はありません。労働者たちは、先ず自分の利益のために闘います。しかし、その闘いが、結局社会を発展させ、歴史を変えるのです。奴隷が解放されるために闘ったことは、『奴隷解放』という偉大な歴史的な課業を達成するためと言うよりも、もう少し幸せな人間として生きたいという、奴隷たちの利己的な欲望のために闘ったものでした。しかし、その闘いの結果が、奴隷制度の撤廃という歴史の進歩として現れたのです。

労働三権の中で最も重要な団体行動権というのは、簡単に言えば、労働者には、自らの要求を貫徹するために、企業に対して、合法的に、莫大な損失を与えながら闘う

権利があるということです。どうしてこのような殺伐とした権利が、全世界のほとんどすべての国で、労働者の最も基本的な権利として保障されたのか、考えてみる必要があります。

操縦士たちが、乗務員と整備士たちの賃金を引き下げるやり方で、自分たちの賃金を引き上げようと要求したのであれば、当然に非難されるべきでしょう。しかし、そのように主張する労働者はいません。会社が、そのように引き上げされた部分を、非正規職や下請け業者の労働者たちを絞るというやり方で補填しようとする現象が現れるのは、そのようにする企業が悪いのです。賃金引き上げを要求する労働者たちが悪いと考えるのは、正しい見方ではありません。

もちろん、操縦士たちの要求項目の中に、自分たちの賃金引き上げ分のうちの一定の金額を、非正規職労働者の基金として出そうとか、会社は一定の比率を非正規職労働者のために使え、という要求がないのは少し残念ですが、これからはそのようになるでしょう。

ウ・ムンスク：最近インターネットに、ある客室乗務員が挙げた操縦士のストライキを非難する文章が、大変多くのアクセス回数を記録して話題になっていますが、所長はどのように思われますか。

ハ・ジョンガン：私もその文章は読みましたが、その文章の内容がどこまで事実で、そのような態度を示した操縦士が、操縦士全体のどれ位になるのか判りませんが、全く事実無根ではないようです。そうだとすると、そのような事実が、操縦士労組のストライキの正当性を決定的に毀損するものではありません。

客室乗務員は、操縦士と基本的に利害が反する関係にあると見ることができます。そして、良くない態度を示す操縦士がいるかも知れません。世の中の資本と労働の対立を見ることができなければ、操縦士たちのそのような態度を理由に、ストライキを非難することになってしまうでしょう。労働者の中でも、我が国の社会を支配する資本の強大な力を見ないまま、職場の上司や人事労務管理者の間違った態度にしか関心を示さない人たちがいるでしょう。そのような人たちは、職場の上司や人事労務管理者が、人格的に上手に接してやると、簡単に労働者の意識を失い、会社側になります。資本主義社会を構造的に見ることができないために出てくる現象です(後で会った客室乗務員は、この映像について「この文章は客室乗務員が書いたものではない」、と断言しました。10

年以上働いた自分たちも知らない話があって、会社の管理者がいつも話しているようなことが多いことからみても、「会社の管理者が意図的に書いたことは、はっきりしている」と言いました）。

ウ・ムンスク：では最後に、操縦士のストライキはどのように解決すべきでしょうか？

ハ・ジョンガン：一つだけ言えば、徹底して市場経済の論理に立って解決するのも、一つの方法だと思います。会社としては、ストライキが続けられるケースと、交渉を早く妥結するケースについての『コスト』を、正確に計算して対応すれば良いでしょう。我が国はこの間、このような労使関係の懸案を政治的に解決してきたために、すなわち、アメリカ的なケインズ主義に基づいた、労使間の妥協的な秩序すら正しく評価されたことがないために、市場経済主義の論理に基づいて解決することさえも、進歩的な方向だということになります。労働組合側は、「今回抑えられたら終わりだ。絶対に労働組合の旗を守らなければならない」、というふうに対応せざるを得なくなる、ということです。

労働者もやはり、『私より遙かに多くを貰っている高賃金労働者のストライキ』という見方だけでなく、このようなストライキが、我が社会全体と歴史の発展に与える影響も同時に見ることができるような『歴史意識』を持たなければならないと、お願いしたいと思います。

公務員労組のストライキが余りにも正当な理由

公務員労組のストライキについて話す前に、この文章を読む人に先ず訊ねたいのがあります。公務員でない一般の労働組合のストライキについては、好意的に理解することができますか？ もしそうでないなら、この文章をこれ以上読む必要がありません。

私たちの社会は数十年という歳月の間、労働組合に対する誤った嫌悪感を、国民に一方的に注入してきた社会です。自分の意識をそんな風に調整されてきた人たちは、自分を労働組合に対して、大抵のことは知っていると考えていますが、実は、全くそうではありません。

「労働組合のストライキが、社会に及ぼす有益な影響について説明しなさい」とか、「全世界のほとんどすべての国で、労働三権が労働者の最も基本的な権利として法制化されている理由は何ですか？」「1929年に世界を襲った大恐慌が人類に残した教訓によって、各国の労働法体系にどのような変化がありましたか？」といった論述課題に対して、模範回答を整理するのに漠然としている人には、この文章を読むのは、空念仏に過ぎないかも知れません。この文章は、少なくとも、労働組合に対する合理的な理解ができるということを前提としているからです。

私たちがいわゆる先進国と呼ぶ国々では、小学校の正規授業の中からだけでも、上のような疑問に対する模範回答を整理することができます。私たちの社会では、大学を卒業した後でも不可能なのですが……。

公務員でない、一般の労働者のストライキに対しても合理的な理解が不可能な社会で、公務員のストライキに対して好意的な理解を示すということは、ほとんど『初めから不可能』に近いのです。我が国の公務員労組のストライキが、他の国の公務員労組と違って、基本的に置かれている条件は、先ずそのようなことです。

市民の公務員に対する『使用者』意識

市庁舎の前のアスファルトにテントを張って座り込みをする環境美化員に、市民団体の代表が訪ねて行って抗議する姿を見たことがあります。市民団体の代表だという人は、環

境美化員を叱り付けながら、堂々と展開した主張は大きく二つでした。

「自分がすべきことを先ずやってから、権利を主張すべきではないか？ それ人間として守るべき最小限の道理ではないか？ 自分たちの最も基本的な義務である清掃をせずに主張する権利が、どうして正当性を持つのか？」ということと、もう一つは「あなたたちは全員、私たちが出した税金から月給を貰っているのではないのか？」というものでした。

最初の主張は、前に説明した労働者の権利に対する無理解から始まったことなので、これ以上説明しません。しかし、二番目の主張は、我が国の公務員労働組合が直面している特殊な状況を見せてくれます。

公務員たちの権利主張に対して、市民は使用者意識を持って考えているようです。自分たちが主人だと考えているのです。その考えは必ずしも悪いことではありませんが、そのような使用者意識は、公務員たちの権利に対して、客観的で合理的に理解することを難しくさせます。

別の労働問題の場合、国民の世論が、労使の中間で緩衝帯の役割をすることもあります。フランス国民のそういう情緒を、ホン・セファは『トレランス（＝寛容）』と表現もしました。ところが、公務員たちの権利主張に対して、我が国の国民は使用者意識を持った上に、直ぐに自分たちが不便をこうむるという考え方をするために、政府と公務員労組の葛藤の間で緩衝帯の役割をするのが難しいのです。「労働者の権利が先ず守られなければ、市民の権利も守られない」という考え方で公務員労働者の闘いを見ることは、より一層難しくならざるを得ません。

労働三権に対する理解

労働三権とは、団結権、団体交渉権、団体行動権を言います。今回準備された政府の特別法案は、公務員に団結権は保障し、団体交渉権に関しては、一部を保障するものの、法令・条例・予算によって規定された内容や政策決定に関する事項、任用権など、管理運営に関する事項などは交渉対象から除外し、団体行動権は一切保障しないという内容です。

これに対する公務員労組の主張は、団体交渉権に関しては「公務員の特性上、交渉対象から除外されたものをなくしてしまえば、実質的にどんな交渉もできない」ということで、団体行動権が制限されれば、団結権と交渉権も実効を挙げるのが難しく、結局、公務員労組は張り子の虎に過ぎなくなるということです。

労働三権は『統一的権利』という概念に分類されます。法学会の内部では、労働三権をばらばらに区分して、別々に許容したり制限するのは正しくないという学説が有力です。あたかも火鉢の三脚のように、一つでも完全でなければ、残りの二つの脚も自らの役割をできないのと同じ理屈です。だから『労働三権』という表現を使わないようにしようと主張する人たちもいます。

外国では、団体行動権を団体交渉権に含ませて、団結権と『労働二権』という表現も使っています。交渉権と行動権は別々に分けられないという意味です。団体行動によって後押しされない交渉が、どのような力を発揮できるのでしょうか？

公務員労組が民主労総加入を判断する基準

前の労働者大会を公務員労組が一緒にしたことを批判的に観る観点は、例えばこのような考え方だ。「誰のための民主労総加入で、なんのための集会と闘争か？ 集会して闘争して、何か一つでも我々組合員に実質的な成果物を持ってこようという意思が、最近の公務員労働組合にあるのか？ 公務員たちの組織である〇〇協議会でさえ政府と交渉して、自分たちの権益を実質的に求めているということ、直接見たり聞いたりしていないのか？ いい加減にしる、民主労総に行って、何をしてもちっとも気にならない」。

歴史をキチンと立て直すことこそが、目の前の苦情を処理することに劣らず重要なのに、公務員労組法を正しく直すこともやはり、お金の何円かをたくさん取ることには劣らず重要なことなのに、そんなことが、公務員を始めとするすべての社会構成員が幸せに暮らしていく社会を建設することが、遙かに重要なこともあるのに、そのように理解できないように、制度圏の教育とマスコミによって『国民』を飼い慣らして来た歳月が何と 100 年で、これを克服するのは容易なことではないのだ。

社会運動の理論的な土台を提供するという大学教授でさえ TV に出てきて「年俸 8 千万ウインの放送会社の職員が、なぜ労組活動をするのか理解できません」と、何の恥ずかしげもなく叫ぶ世の中なのに、公務員たちが労働組合を、社会正義実現のための優れた組織だと認識することが簡単なはずがない。

しかし労働組合の真の役割がそれだということは、明らかな真理で、それをこれまで優れて示してきた組織が、まさに『全国公務員労働組合』である。

公務員労組が結成されて以降、我が国の公職社会がどれ程変わったかを見ろ。公務員労組の民主労総加入に反対する、このような主張もある。「公務員労組の民主労総加入は大変な間違いだ。公務員労組は、何が不満であちこちにくっ着くのか？ 自主的に堂々と独自に進みなさい。連帯して集会をすれば、それで気が済むのか？ 奴らの連帯が我が国をダメにする早道であることを認識するのであれば……」。

このような間違った声も聞こえるが、この間、多くの労働組合が集会をする場所すらなく、経験のない労組組織は集会のプログラム一つを組み立てるのも難しく、各種行事に使

うための放送設備とか、テントや数多くの必要品の問題を独力で解決できずにぐらぐら動揺する度に、民主労総という全体組織を通して、そういった問題を解決してきた。こういう『連帯』を「あちこちにくっ着く」と見るのは、決して正しい見方ではない。更に、そんなことを「奴らの連帯が我が国をダメにする早道」と見るのは、歴史に対する間違った認識の標本だ。むしろ「『連帯』だけが、現代文明社会の危機を克服する近道になる」という認識の方が世界的な流れだ。

公務員労組と民主労総が一つになることが、我が国の歪曲された 100 年の歴史を正し、「富益富、貧益貧」の両極化に駆け上がる世界化の矛盾を克服するのに役に立つのか？ でなければ、分離する方が、文明社会の危機を克服するのに役に立つのか？

とてもオーバーな話だと実感しないか？ それなら、こう思うのも同じことだ。何の間違いもしていないのに、お腹を空かさなければならない数万人の欠食児童が、暖かいご飯を食べることができる世の中を建設するのに、公務員労組が民主労総に加入することが有益なのか？ でなければ別れている方が有益なのか？ 判断基準はあまりにも明らかで、どうしてもそのように考えられないのなら、歴史と社会に対する制限された知識と、想像力の足りなさを恨むしかない。

全教組の年次休暇闘争は不法か？

『ネイス（＝教育行政情報システム）』（訳註：略称 NEIS。2002 年から使用されている教育行政支援システムで、文部科学省と 17 の市/道教育庁、傘下機関と 174 の教育支援庁、1 万以上の各級学校を網羅する大規模ネットワークシステム）に関連した全教組の年次休暇闘争が、熱い火種になっています。全教組の年次休暇闘争に対して^{ノムヒヨシ}盧武鉉大統領が「全教組が対話でなく、政府の屈服を要求するのであれば聴き容れられない」と話したために、多くの人たちが混乱しているのも事実です。

『ネイス』の問題は、基本的に『人権』がどれくらい大切に守られるべき価値なのかを認識できない、私たちの社会の全般的な人権不感症によって生じた問題です。『費用』を理由にして、多くの学生たちの人権が侵害される可能性のある制度であっても施行できるという発想が、私たちの社会の人権指数を表しています。

『ネイス』問題に関する全教組の年次休暇闘争を、不法だと決めつける人がたくさんいます。一方、全教組は、年次休暇闘争は法で保障された合法的な手段だと主張します。果たしてどちらの考えが正しいのでしょうか？ 年次休暇闘争というのは、先生たちが休暇の時期を一致させて、一斉に実施する方法で行われます。既に法的に保障されている休暇を使うのだから、合法的な手段だと主張するのも一理あります。

年次休暇闘争は、全教組の教師だけでなく、他の労働組合も普通に使ってきた方法です。労働者が勤労基準法に保障された各種の休暇の取得時期を一致させて、会社の業務に支障を与えるのです。労働者が集団休暇申請の方法をしょっちゅう使い始めると、直ぐに労働部、検察、裁判所は不法争議行為だという解釈を採り始めました。いずれにせよ、業務の正常な運営を妨害したのは事実なので、違法性を免れるのは難しいというのです。今までに他の労働組合の年次休暇闘争が不法行為とされた最も重要な理由は、その闘争が業務の正常な運営に支障を来したという理由のためでした。

全教組の年次休暇闘争は、過去の例から見ても、授業の欠損をほとんど発生させませんでした。他の先生たちと、授業時間を変更するなどの方法で授業をやり繰りして、年次休暇闘争に参加するからです。むしろ、学校の管理職の先生たちが、年次休暇闘争に参加す

る教師たちの授業を、他の教師たちが代替できないように妨害することによって、授業の欠損が誘導された例までありました。全教組の教師の年次休暇闘争が、実際に授業の欠損をほとんど発生させないとすれば、その年次休暇闘争を不法行為と規定できる最も重要な理由がなくなるからです。

このことで全教組を非難する人たちは、学生たちの学習権を強調します。しかし基本的な人権を保障することなく、学習権だけを主張するのは意味のないことであり、総体的な観点から、私たちの教育の現実を正しくすることができずに、当面何日間かの授業を続けるのは、真の学習権ではありません。私は子供の教育を大切だと考える学父母として、子供たちの人権保護のために必要なことなら、うちの子の学習権を喜んで何日間か返納できます。

この前、ある小学校の校長が自殺した時、全教組に、おとなとして対応する姿勢を見せろ、と要求する人たちがいました。今回の『ネイス』問題に対する全教組の対応は、賢く、おとなの対応という感じを受けます。「私たちの社会が、過去の時期に解決できなかったことが一挙に出てきて、大統領もあれこれ難しい状況であることはよく分りますが、時間が多少かかっても、忍耐力を持って、原則通りに落ち着いて解決していこう」と訴えているように聞こえます。学校に通う子供たちがいる学父母として、私たちの社会の改革を支持する小市民として、この政府も上手くいき、私たちの国民も成功できる方案を、全教組の年次休暇闘争日である 28 日になる前に、政府が用意することを期待します。